

福岡市公報

令和 8 年 3 月 30 日 第7223号(別冊14)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目
次

次
一

ページ

○福岡市指定障がい福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の 一部改正 (第38号)	1
○福岡市老人福祉法施行細則の一部改正 (第39号)	3
○福岡市病院事業運営審議会規則の一部改正 (第40号)	4
○福岡市中央卸売市場業務条例施行規則の一部改正 (第41号)	4
○福岡市公園条例施行規則の一部改正 (第42号)	5
○福岡市屋外広告物条例施行規則の一部改正 (第43号)	6

規 則

福岡市指定障がい福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第38号

福岡市指定障がい福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

福岡市指定障がい福祉サービス事業者等の指定等に関する規則 (平成24年福岡市規則第66号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「又は法」を「、法」に、「は、指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者指定 (更新) 申請書 (様式第 1 号)」を「又は法第37条第 1 項若しくは第39条第 1 項の規定による指定の変更の申請は、指定障がい福祉サービス事業所／指定障がい者支援施設／指定障がい児通所支援事業所／指定障がい児入所施設／指定特定相談支援事業所／指定一般相談支援事業所／指定障がい児相談支援事業所指定・指定更新・指定変更申請書」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 市長は、前項の申請を受けた場合において、指定又は更新をしたときは指定障がい福

祉サービス事業者・指定障がい者支援施設・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者指定（更新）通知書（以下「指定（更新）通知書」という。）により当該申請者に通知するものとし、指定の変更をしたときは指定障がい福祉サービス事業者（特定障がい福祉サービス）・指定障がい者支援施設指定変更通知書（以下「指定変更通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の申請を受けた場合において、指定又は更新を拒否したときは指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者指定（更新）拒否通知書により当該申請者に通知するものとし、指定の変更を拒否したときは指定障がい福祉サービス事業者（特定障がい福祉サービス）・指定障がい者支援施設指定変更拒否通知書により当該申請者に通知するものとする。

第2条第4項及び第3条を削る。

第4条第1項中「指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者変更届出書（様式第7号）」を「指定障がい福祉サービス事業所／指定障がい者支援施設／指定障がい児通所支援事業所／指定障がい児入所施設／指定特定相談支援事業所／指定一般相談支援事業所／指定障がい児相談支援事業所変更届出書」に改め、同条第2項中「（様式第8号）」を削り、同条を第3条とする。

第5条中「（様式第9号）」を削り、同条を第4条とする。

第6条第1項中「（様式第10号）」を削り、同条第2項中「（様式第11号）」を削り、同条を第5条とする。

第7条を第6条とし、第8条第1項中「（様式第12号）」を削り、同条第2項中「（様式第13号）」を削り、同条第3項中「（様式第14号）」を削り、同条第4項中「（様式第15号）」を削り、同条を第7条とする。

第9条第1項中「（様式第16号）」を削り、同条第2項中「（様式第17号）」を削り、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（申請書等の様式）

第9条 この規則の規定による申請、通知等に関し作成する申請書、通知書等の様式については、市長が別に定める。

別記様式第1号から様式第17号までを削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の福岡市指定障がい福祉サービス事業者等の指定等に関する規則別記様式第1号から様式第17号までの規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

福岡市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第39号

福岡市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡市老人福祉法施行細則（昭和47年福岡市規則第95号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第1条の6」を「第1条の7」に改める。

第10条第1項中「老人居宅生活支援事業開始届」を「老人居宅生活支援事業 事業開始の届出書」に改め、同条第2項中「老人居宅生活支援事業変更届」を「老人居宅生活支援事業 変更届出書」に改め、同条第3項中「老人居宅生活支援事業廃止（休止）届」を「老人居宅生活支援事業 廃止・休止届出書」に改める。

第11条第1項中「老人デイサービスセンター等設置届」を「老人福祉施設 設置の届出書」に改め、同条第2項中「老人デイサービスセンター等変更届」を「老人福祉施設 変更届出書」に改め、同条第3項中「老人デイサービスセンター等廃止（休止）届」を「老人福祉法に規定する老人福祉施設 廃止・休止・入所定員の減少・増加届出（認可申請）書」に改める。

第12条第1項中「老人ホーム設置認可申請書」を「老人福祉施設 養護老人ホーム 設置認可の申請書又は老人福祉施設 特別養護老人ホーム 設置認可の申請書」に改め、同条第3項中「老人ホーム変更届」を「老人福祉施設 変更届出書」に改め、同条第4項中「老人ホーム廃止・休止・定員変更認可申請書」を「老人福祉法に規定する老人福祉施設 廃止・休止・入所定員の減少・増加届出（認可申請）書」に改める。

第19条第1項中「有料老人ホーム設置届」を「老人福祉施設 設置の届出書」に改め、同条第2項中「有料老人ホーム変更届」を「老人福祉施設 変更届出書」に改め、同条第3項中「有料老人ホーム廃止・休止届」を「老人福祉法に規定する老人福祉施設 廃止・休止・入所定員の減少・増加届出（認可申請）書」に改める。

附則第3項中「第11条第1項第1号」を「第15条第1項第1号」に改める。

別表第1備考第1項中「第11条」を「第15条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項、附則第3項及び別表第1備考第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の福岡市老人福祉法施行細則第10条、第11条、第12条第1項、第3項及び第4項並びに第19条の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

福岡市病院事業運営審議会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第40号

福岡市病院事業運営審議会規則の一部を改正する規則

福岡市病院事業運営審議会規則（昭和44年福岡市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 審議会は、福岡市病院事業の運営に関し報告を受けた事項について協議し、市長に意見を述べることができる。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条第3項中「委員」の次に「及び議事に関係のある臨時委員」を加え、同条第4項中「出席委員」を「出席した委員及び議事に関係のある臨時委員」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（部会）

第9条 会長が必要と認めるときは、審議会の所掌事務を分掌させるため部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもつて組織し、部会長及び副部会長は、部会委員のうちから互選する。

3 部会長は、部務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を審議会の会議に報告しなければならない。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（臨時委員）

第6条 第3条から前条までの規定による委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、第4条第1項各号に掲げる者の中から市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第41号

福岡市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市中央卸売市場業務条例施行規則（令和2年福岡市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「報告」を「報告等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第3項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第59条中「第51条第1項及び第2項」を「第51条第1項から第3項まで」に改める。

別表第7卸売業者売場使用料（西卸売場棟及び仮設卸売場棟の卸売業者売場に係るものを除く。）の項中「及び仮設卸売場棟」を削り、同表卸売業者売場使用料（仮設卸売場棟）の項を削り、同表事務室使用料（鮮魚市場会館及び仲卸売場棟の事務室に係るものを

除く。）の部中

C	730円
D	1,350円

を

C	1,350円
---	--------

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第42号

福岡市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市公園条例施行規則（昭和33年福岡市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

清流公園	1平方メートル	1日	34円
------	---------	----	-----

」を

清流公園（南端広場に限る。）	1平方メートル	1日	34円
清流公園（橋上広場に限る。）	1平方メートル	1日	80円

」に

改め、同表百道1号緑道の項中「27円」を「34円」に改め、同表に次のように加える。

南公園（植物園に限る。）	1平方メートル	1日	10円
--------------	---------	----	-----

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(施行日前における利用の許可等)
- 2 公布の日以後においては、この規則の施行の前においても、同日以後の清流公園（橋上広場に限る。）、百道1号緑道及び南公園（植物園に限る。）の利用について、この規則による改正後の福岡市公園条例施行規則の規定の例により、行為の許可をし、及び使用料を徴収することができる。

福岡市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第43号

福岡市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市屋外広告物条例施行規則（昭和47年福岡市規則第113号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。